実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設） **第二条**　規則第四十八条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設は、次の各号（第四十三号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設（特定重要発電用原子炉施設に限る。）並びに第四十三号に掲げる工場又は事業所に設置される特定重要発電用原子炉施設とする。 ［一～三十五　略］ ［号を削る。］ 三十六　［略］ 三十七　［略］ 三十八　［略］ 三十九　［略］ 四十　［略］ 四十一　［略］ 四十二　［略］ 四十三　［略］ 四十四　［略］	（原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設） **第二条**　規則第四十八条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設は、次の各号（第四十四号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設（特定重要発電用原子炉施設に限る。）並びに第四十四号に掲げる工場又は事業所に設置される特定重要発電用原子炉施設とする。 ［一～三十五　同上］ 三十六　四国電力株式会社伊方発電所　一号炉 三十七　［同上］ 三十八　［同上］ 三十九　［同上］ 四十　［同上］ 四十一　［同上］ 四十二　［同上］ 四十三　［同上］ 四十四　［同上］ 四十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

委員部長事務代理を免ずる（八月十日）

人事異動

内閣

（警察庁警備局付）警視長　山口　寛峰

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　野村　裕

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

（警察庁警備局付）警視長　原　幸太郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　向山　喜浩

警察庁に出向させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を免ずる

内閣官房国際テロ情報集約室参事官を免ずる（以上八月十日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人新庄一郎は願により公証人を免ぜられた。（八月七日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

岩手県九戸郡野田村大字野田第14地割67番地1

株式会社野田バイオパワーＪＰの岩手県九戸郡野田村大字野田第22地割字明内52番地株式会社野田バイオパワーＪＰ発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年8月15日

盛岡地方法務局二戸支局

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内**ＳＧＥＴ栃木メガソーラー合同会社**の栃木県那須烏山市志鳥字赤坂2662番地２ＳＧＥＴ栃木メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年8月15日　宇都宮地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第７０４４７号

東京都新宿区北新宿１丁目２番６－206号

申立人　神野　健史

本籍兵庫県神戸市西区樫野台６丁目７番地１、最後の住所東京都港区六本木５丁目18番19－307号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成28年10月15日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和29年12月14日、職業不詳

被相続人　亡　中村　昭一

事務所東京都千代田区丸の内２－６－１丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上村　哲史

東京家庭裁判所